3 裁判後の制度

① 加害者の処遇状況等の通知制度

被害者等の方には、裁判や少年審判後の加害者の処遇状況について通知を受けることができる制度があります。

加害者が刑事処分になった場合の通知

加害者が刑務所に収容された場合は、受刑中の刑務所における処遇状況や、加害者が刑務所から釈放される時期、釈放されたこと等をお知らせします。

加害者が保護観察を受けることになった場合には、保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。

- 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、作業名・改善指導名等）
- 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）※ 釈放後に通知
- 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

問合せ先：事件を担当する検察庁

加害者が保護処分になった場合の通知

加害者が少年審判において保護処分を受けた場合、少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況等をお知らせします。

具体的な通知内容は以下のとおりです。また、申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は最寄りの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は保護観察所です。

- 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別矯正教育目標、仮退院の申出年月日等）
- 出院に関する事項（出院年月日、出院事由等）※ 出院後に通知
- 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）

問合せ先：最寄りの少年鑑別所・保護観察所

② 仮釈放・仮退院等審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院・退院を許すか否かの審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

地方更生保護委員会が聴取した意見等は、仮釈放・仮退院等の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院等が許可されて保護観察となった場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

問合せ先：最寄りの地方更生保護委員会・保護観察所

③　処遇段階における心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中又は保護観察中の場合、被害者等の方が被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、加害者の生活や行動に関する意見を述べ、ご希望があれば、これを加害者に伝える制度があります。

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

加害者が刑務所や少年院に収容中の場合、申出のあった被害者等の方から、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、ご希望に応じてこれを加害者に伝えます。

また、お伺いした心情等を踏まえ、加害者に被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

法務省矯正局ホームページ
刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/

保護観察中における心情等聴取・伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害に関する心情、被害を受けて置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、ご希望があればこれを加害者に伝えます。また、加害者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めるよう指導が行われます。

問合せ先：最寄りの矯正管区・矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所）・保護観察所